



7. 適格認定（学業等）

- 学校は、給付奨学生として採用された後も、あなたの学修状況や生活状況を定期的に、本機構へ報告します。学校からの報告に基づき、本機構は給付奨学金継続等にかかる必要な措置をとります。この手続きを「適格認定(学業等)」といいます。
- 「適格認定」の結果により、給付奨学金の支給が廃止、もしくは停止となることがあります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。
- 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

7-1. 適格認定（学業等）による給付奨学金の継続

(1) 適格認定の実施時期

学業成績による適格認定（以下「適格認定(学業)」という。）は学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に実施されます。

学校から報告された適格認定における学業成績の判定の結果に基づき、給付奨学金継続の可否等を判断します。「適格認定(学業)」は、次項(2)の「廃止」「停止」「警告」「継続」の基準に基づいて行われ、学業成績が不振等の場合は、奨学金の支給が廃止(打ち切り)となることがあります。

また、停学等の懲戒処分を受けた場合はその都度適格認定が実施され、「廃止」(打ち切り)または「停止」(中断)となります。

(2) 適格認定(学業)の基準

①廃止

以下のいずれかに該当する場合、「廃止」(打ち切り)となります。

- ・修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合
- ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合
- ・出席率が6割以下など学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ・連続して「警告」に該当した場合(ただし、②に該当する場合を除く。)

※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

②停止

以下に該当する場合、「停止」(中断)となります。

- ・2回連続して下記③の「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA(平均成績)等が下位4分の1」のみの場合(ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く)。

※「停止」後最初の適格認定(学業)において、「警告」又は「廃止」に該当しない場合、学校からの報告を受けて次の学年(2年以下の課程、高専の場合は学年の半期)から、奨学金の支給を再開します。

③警告

以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。給付奨学金の支給は継続します。

- ・ 修得単位数の合計数が標準単位数の7割以下である場合
- ・ GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合
- ・ 出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合



ポイント

「廃止」又は「警告」の基準にあてはまる場合であっても、災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」とならない場合があります。該当する事由がある場合は、速やかに学校に申し出てください。

※ 「廃止」「停止」「警告」の認定を受けた場合は、「処置通知」が交付されます。

(3) 停学等の懲戒処分を受けた場合

停学等、懲戒処分を受けた場合、廃止(打ち切り)又は停止(中断)となります。

①廃止

懲戒処分による退学、除籍、無期停学又は3か月以上の停学の場合、給付奨学金の支給を打ち切り、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

②停止

3か月未満の停学又は訓告処分の場合、給付奨学金の支給を停止します。

停学又は訓告処分終了後、学校からの報告を受けて給付奨学金の支給を再開します。ただし、懲戒処分により停止された期間(月数)については、採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられます。

※ 「廃止」「停止」の認定を受けた場合は、「処置通知」が交付されます。



ポイント

- 給付奨学金は貸与奨学金より厳しい基準により認定されるため、貸与奨学金と併給している場合、貸与奨学金の振込みは継続されても給付奨学金の振込みは打ち切られることがあります。
- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時に遡って「廃止」、「停止」又は「警告」に処置を変更します。
- 遡って処置が「廃止」もしくは「停止」に変更された場合は、その遡った期間に振り込まれた給付奨学金を速やかに返金しなければなりません。

7-2. 返還が必要となった場合の通知

「廃止」の認定を受け、支給済みの給付奨学金の返還が必要となった場合は、本機構からあなた(奨学生本人)に直接、返還すべき金額や返還方法等を記載した返還開始の通知と返還誓約書を送付します。